

令和4年4月改訂

いじめ防止基本方針

岡山市立横井小学校

1 いじめの定義と本校の立場

「いじめ」とは、児童と一定の人的関係にある他の者が行う、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」はどの児童にも、どの学校でも、起こりうる可能性がある。とりわけ、悪ふざけやいじわる等のいじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験することがある。このようなものであっても「いじめは絶対にゆるされない」との認識をもち、常に児童の気持ちに寄り添いながら早期に児童の変化を捉えて、人間関係づくりの指導を行っていくことを本校の基本とする。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

①いじめの未然防止

- 児童同士のよりよい人間関係作りや学習規律の確立などを通して、児童が安心して過ごせる学級・学校づくりをする。
- 児童にとって分かる授業になるよう授業の工夫をすることで、児童の自己有用感を高め自他を大切にすることを育む。
- 学校教育全体を通して道徳教育・人権教育の充実に努め、豊かな心を育む。
- いじめ防止に関する職員会議や研修の時間を設け、教職員の資質向上を図る。
- 生徒指導部会では、平素の児童の実態を把握し、児童の人間関係づくりに必要な対応を話し合う。

②いじめの早期発見

- 児童と児童との関わりに視点をあてて、自尊感情を高め、互いに生き生きと活動できる学級集団を育成するために、質問紙調査（ASSESS等）、児童対象の教育相談「ふれあいタイム（6月、10月頃）」を実施する。また、より細かく児童の状況を把握するため、毎月生活アンケートを実施し、否定的な回答をした児童には聞き取りをして対応を考え、いじめの早期発見に努める。
- 保護者を対象にした月一回の教育相談タイムを設定し、保護者の日頃の思いや願いを把握し児童理解に生かしていく。
- スクールカウンセラーとの連携を図る。
- 学年会では、児童の実態把握に努め、クラスの児童の変容について話し合い、共通理解を図る。必要に応じて、生徒指導部会やいじめ対策委員会等

に報告する。

○終礼や研修等を通じて全教職員で児童の様子 of 共通理解を図る。

③いじめへの対応

○相談を受けた場合は速やかに事実の確認を行うとともに、校内で情報の共有を図り組織的な対応を行う。

○いじめの事実が確認された場合には、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援、いじめを行った児童といじめを傍観していた児童への指導及び保護者への助言を継続的に行う。

○いじめ事案に対しては、いじめ対策委員会で解消に向けた方向性を協議し、定期的に現状の把握や取組の検証などを行う。

3 校内組織図

